

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ● 弁護士・国立情報学研究所客員教授

電波法改正やe-文書法制定など情報化のための法整備進む 児童ポルノや振り込め詐欺などネット犯罪の抑止にも対応

今年度も、従来に続いて情報通信インフラの整備を目的とする法整備が行われる一方、各種の法制度によって用いられてきた書面を電子化するために、さまざまな法整備が行われた。また、ネット上の児童ポルノに対する処罰の適正化、携帯電話サービスの不正利用禁止、振り込め詐欺や架空請求メールの温床となっている口座売買などの禁止も図られた。以上を一覧表にすると資料6-4-1の通りとなり、以下では内容につき詳論する。

■ 情報通信インフラ整備のための法改正

まず、情報通信インフラの整備を目的とする法整備として、2004年5月に「電波法」改正が成立した（平成16年法律第47号）。これによって、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度が設けられた。

改正の背景は次のとおりである。わが国では有限希少で国民共有の貴重な資源である電波の逼迫状況が、携帯電話の爆発的な普及などにより深刻化している。さらに今後も携帯電話や無線アクセス・無線LANの発展、電子タグその他の無線システムなどワイヤレス産業の発展が期待される。そこで、世界最先端の無線ブロードバンド環境の構築に要する周波数ニーズに迅速に応えるため、電波開放戦略として抜本的な周波数割り当ての見直しを推進することが求められる。しかしその結果として、大規模な投資を行って無線局を建設しているような既存免許人に、電波再配分のため周波数の使用期限が早期に到来することによって相当の負担が発生することにかんがみ、給付金制度を導入したのが上記改正である。

また、自由な事業展開による電波の多重利用の推進が重要であることから、高出力の屋外無線LANなど共同利用型の無線システムについて、電波秩序を維持しつつ規制緩和を行うことが必要となるため、従来における「事前チェック型の免許制度」に代えて、「事後チェック型の登録制度」が、この改正で同時に導入された。

さらに、電波法の改正は、サイバー犯罪・情報セキュリティ対策に関連したものにも及んでいる。すなわち、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて、暗号通信を傍受した者または暗号通信を媒介する者であって当該暗号通信を受信した者

が、当該暗号通信の秘密を漏らし、または窃用する目的で、その内容を復元したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する旨の規定が新設された。誰でも無制限に受信できるという電波の特性上、単なる傍受は従来から同法による罰則付き禁止の対象外とされてきたが、無線LANなどの普及に伴い、かかる行為を罰則の対象としたものである。

この条約をふまえ、同時に「有線電気通信法」についても、有線電気通信罪（有線電気通信設備を損壊するなどの方法で有線電気通信を妨害する罪）の未遂処罰規定が新設されるなどの改正が行われた。

■ 新たに制定された「e-文書法」

政府が「e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ」で提唱した「e-文書イニシアティブ」を受けて、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、新たに制定された。この法律の施行に伴う「関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第150号）と併せて、通称「e-文書法」と呼んでいる。なお、前者は「通則法」、後者は「整備法」と略称されている。

「通則法」は、民間事業者等に対して文書保存等の電子化を容認するもので、書面の保存等が法令により義務付けられている場合について、原則としてすべての場合に当該書面に係る電磁的記録（電子データなど）による保存等を行うことを容認するための共通事項等を定める法律である。従来必要とされていた書類の保存に伴う倉庫費用、輸送費用等のコストの大幅な削減が期待されている。約250本の法律が対象となる。

「通則法」は、書面に代えて電磁的記録による「保存」を容認するだけでなく、電磁的記録による作成、縦覧等および交付等についても容認しており、個別法令に定める書面によるものとみなし、本来の書面での保存等に適用される個別法令の規定の適用を可能にしている。

「整備法」は、本法の施行に伴い関係法律の規定整備を行う必要があることから、書面のみを検査対象としている立入検査規定について電磁的記録も含むようにする規定、電磁的記録による保存に際しての行政庁の承認等、特別な手続に係る規定等を整備するものである。

■ 法整備が進む書面の電子化

個別の法律でも、書面から電子データへの移行を可能とするための法整備が行われている。

まず、民法では債務の保証は書面による必要があるが、民法改正により、電磁的記録で代用することが認められた。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律も改正され、法人がする動産の譲渡の対抗要件、および債務者の特定していない将来債権の譲渡の対抗要件に関しても、民法の特例等を定め、磁気ディスクによる登記ファイルを用いるものとした。

不動産登記法の改正（平成16年法律第123号）により、従来における「書類」による申請に代えて、「電子情報処理組織」（オンライン）を使用する方法による申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直した。また、磁気ディスクをもって調製された登記簿に登記を行う制度とするなどの点が定められた。

商法も改正され、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことが可能になった（平成16年法律第87号）。

■ 裁判制度のオンライン化など

裁判制度についてもオンライン化が進められた。

民事訴訟法等の一部改正（平成16年法律第152号）により、民事訴訟手続、支払督促、非訟事件における申し立てなどについては、法令により書面等をもってするものとされているものであっても、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則の定めに従ってオンラインで行うことができるものとした。

刑事訴訟法も平成16年法律第156号によって一部改正され、いわゆるビデオリンク方式による証人尋問が導入された。裁判所は、集団強姦等の罪（未遂罪を含む）、集団強姦等致死傷罪の被害者を証人として尋問する場合、相当と認め

るときは、裁判官および訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法によって、尋問ができることになった。

■ ネット犯罪を抑止する法律

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の対象情報である「児童ポルノ」とは、従来、「写真、ビデオテープその他の物」とされていた。今回の改正により、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）に係る記録媒体」を追加するなどの措置が講じられ、これによってネット上の児童ポルノに対する処罰の適正化が図られた。

なお、携帯電話サービスが一部で不正利用されていることから、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」が、新たに制定された（平成17年法律第31号）。携帯音声通信事業者による携帯音声通信サービスの提供契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進および携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。

金融機関に開設された口座が、振り込み詐欺や架空請求メールの受け入れ口座として一部で不正利用されており、ネット上での口座売買などがその温床となっている。そのため、「本人確認法」を改正して、預貯金通帳などの譲り受け行為などを処罰付きで禁止の対象とした。

（脱稿後の2005年5月13日、特定電子メール送信適正化法の一部改正が国会で可決成立した。）

資料6-4-1 整備されたインターネット関連法律（公布年月日順）

法律名	法律番号	公布年月日
電波法及び有線電気通信法（改正）	平成16年法律第47号	2004年5月12日
商法（改正）	平成16年法律第87号	2004年6月18日
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（改正）	平成16年法律第106号	2004年6月18日
不動産登記法（改正）	平成16年法律第123号	2004年6月18日
民法（同年改正）	平成16年法律第147号	2004年12月1日
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（改正）	平成16年法律第148号	2004年12月1日
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法）（新規立法）	平成16年法律第150号	2004年12月1日
民事訴訟法等（改正）	平成16年法律第152号	2004年12月3日
刑事訴訟法（改正）	平成16年法律第156号	2004年12月8日
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）（改正）	平成16年法律第164号	2004年12月10日
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（新規立法）	平成17年法律第31号	2005年4月15日

出所 筆者作成



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp